

## 医歯薬学総合研究科 長期履修制度の概要 — 在学者用 —

### 1. 長期履修制度の趣旨

長期履修制度は、職業を有していることによる修学の困難さに対して、標準修業年限（4年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができるものです。

（長期履修制度と休学制度は別の制度です。長期履修制度の適用が認められても、授業料の支払い義務が免除されるわけではありません。）

### 2. 在学期間 及び カリキュラム …… 別添参照

2年次から長期履修制度の適用を受ける場合 : 在学期間7年

3年次から長期履修制度の適用を受ける場合 : 在学期間6年

### 3. 適用開始年度の例（下記の入学者で休学期間がない場合）

入学者 \ 適用	2年次から適用 (7年コース)	3年次から適用 (6年コース)
2023年10月 入学者	2024年10月	2025年10月
2023年 4月 入学者	2024年 4月	2025年 4月
2022年10月 入学者	2023年10月	2024年10月
2022年 4月 入学者	—————	2024年 4月

※ 休学期間のある場合は、制度適用の時期が上記と変わる場合がありますので、必ず事前に次頁の連絡先にご確認ください。

参考) 2024年4月から制度を適用する場合、在学期間は次のとおりになります。

・ 2023年4月入学者：在学期間7年（2023年4月～2030年3月）

・ 2022年4月入学者：在学期間6年（2022年4月～2028年3月）

※ 2021年以前の入学者で休学等により在学期間が3年未満の場合は、適宜、該当の入学年に読み替えてください。

### 4. 申請できる者（次のいずれも満たすこと）

大学院設置基準第14条の教育方法の特例が適用された社会人学生である者  
長期履修の適用を開始しようとする時の在学期間が1年または2年の者

### 5. 申請期限

希望する適用開始年度の前年度2月末日（休日の場合は変更になります）

**2024年4月1日からの変更：2024年2月28日（水） [期限厳守]**

※ 休学期間のある場合や10月入学の方は、申請時期が異なりますので、必ず事前に相談してください。

### 6. 長期履修期間の短縮について

長期履修期間の変更ができるのは、入学時に長期履修制度の適用を受けた方（8年コース）が7年または6年に短縮する場合のみです。（別に定める要件(次頁)を満たす特に優秀な学生に対しては、8年を5年に短縮することを認める場合があります。）

※ 在学期間が既に7年目の方は短縮することはできません。同様に在学期間が6年目の方が6年コースに短縮することや、5年目の方が5年コースに短縮することもできません。

※ 2年次もしくは3年次から長期履修制度の適用を受けた場合（6年又は7年コースの方）、その後履修期間を短縮することはできません。

※ 8年コースの方が短縮を許可された場合、新しい履修期間で再計算したそれまでの授業料との差額の一括支払いが必要です。

期間変更の申請期限は「5.申請期限」と同じとしますが、必ず事前に次頁の連絡先にご相談ください。

なお、2年次もしくは3年次から長期履修制度の適用を受けた方（6年コース又は7年コースの方）が、履修期間内に修了できない場合は「留年」となりますので、注意してください。（最長在学期間は、長期履修期間を含め8年間です。）

#### 7. 授業料 …… 別添参照

標準修業年限分（4年分）の授業料を在学期間に応じて分割して納入します。

なお、別添の授業料額は2023年度額で算定していますので、授業料額の改定がある場合はそれに応じた額となりますので、予め了承願います。

#### 8. 申請結果について

申請結果は、学務委員会の審議を経た上で、3月下旬に通知します。

#### 9. その他

本制度の申請に当たり、学生本人の勤務先所属長の承諾を得るとともに、指導教授と十分に協議を行ってください。

#### 【長期履修8年コースを特例により5年に短縮申請する場合の要件】

- ・ 短縮申請の時点で修了に必要な単位の修得ができていていること
- ・ 各学系ごとの学位申請に必要な要件を備えていること
- ・ 学位申請論文に予定する論文は、「岡山大学大学院医歯薬学総合研究科修業年限の特例（4年未滿修了）に関する申合せ事項」の要件に該当するものであること
  - ① 単著又は共著。ただし、共著の場合は筆頭著者であること。
  - ② 著名な英文誌に掲載され、かつ、学位論文として完成された形と内容を持つこと。  
なお、著名な英文誌とは、原則としてIF3.0以上のものとする。  
IF3.0未滿の場合は理由書により学務委員会において審議するものとする。
  - ③ 共著の場合は、指導教授又は直接指導者（本研究科の専任教員）1名以上が含まれていること。

以上の要件を全て満たしている場合は、変更開始を希望する年度の前年度の指定する期日※までに、要件を証明する書類及び指導教授の理由書を添えて申請することができます。

※ 期間変更の申請期限は「5.申請期限」と同じとします。（休学期間のある場合は、申請時期が異なりますので、事前に相談してください。）

#### [連絡先]

〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1

岡山大学医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ

（医学系）大学院担当 TEL：086-235-7986

（歯学系）歯学部担当 TEL：086-235-6627

〒700-8530 岡山市北区津島中1丁目1番1号

岡山大学医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ

（薬学系）薬学部教務学生担当 TEL：086-251-7923